

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	建築住宅課 公営住宅室	整理番号	2-103
許認可等の種類	共同施設の使用許可等			
根拠法令条例等・条項	県営住宅等に関する条例第25条			
許認可等の概要	集会所及び駐車場の使用許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>【県営住宅集会所管理要領】 (集会所の使用目的) 第2 集会所は、県営住宅、県単住宅及び県営改良住宅の入居者、並びに条例第24条の3の規定により居住する者の福利厚生並びに文化及び教養の向上等を図るための講習会その他諸行事を行うために使用するものとする。 (集会所の使用禁止) 第6 管理者は、集会所の使用目的が、次に掲げる事項に該当するときは、使用を許可してはならない。 (1) 団地生活の秩序を乱すおそれのあるとき。 (2) 特定な政治活動、宗教活動及び選挙活動(ただし、公職選挙法第161条第1項第3号により市町村の選挙管理委員会の指定する施設としての個人演説会を除く。)を目的とするとき。 (3) 営利を目的とするとき。 (4) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>【県営住宅駐車場に関する取扱要領】 (駐車可能な車輛) 第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法(昭和35年法第105号)第3条に定める普通自動車であつて、第12条又は第27条の許可を受ける入居者又は次の各号に掲げる者の所有若しくは使用するものとする。 (1) 同居者 (2) 入居者又は同居者の介護等の目的で定期的に県営住宅に來訪し、駐車場に駐車する必要のある親族又は訪問介護事業のホームヘルパー等 (3) その他所長又は管理代行者が特に必要があると認める者 (使用許可) 第12条 所長又は管理代行者は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る車輛が第3条に掲げる車輛であり、かつ、駐車場の維持管理上支障がないものであると認めるときは、県営住宅駐車場使用許可書(様式第3号)により駐車場の使用を許可するものとする。</p>			
基準の制定根拠	県営住宅集会所管理要領、県営住宅駐車場に関する取扱要領			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	1週間			
期間の制定根拠	確認・審査に要する平均的期間			